

○うきは市ホームページ広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、うきは市広告掲載要綱(令和3年うきは市告示第21号。以下「広告掲載要綱」という。)第3条の規定に基づき、本市のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 本市が管理するホームページをいう。
- (2) 広告主 ホームページに広告を掲載することの決定を受けた者をいう。
- (3) バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、広告掲載要綱第4条及びうきは市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横140ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG
- (3) データ容量 10KB以下

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載するページ・位置 市ホームページ下部、フローティングバナー
- (2) 枠数 12枠(6列2行)

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、次の各号に掲げる広告主の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市ホームページの一部を広告掲載枠として広告取扱業者に売却した場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所がある者 1枠につき月額8,000円
 - (2) 前号に該当する者以外の者 1枠につき月額16,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、一の掲載申込みに係る期間が6月以上にわたるときは、同項の規定により算定した料金に10分の9を乗じて得た額をその料金とする。
- 3 広告掲載料は、市長が定める期日までに一括納入しなければならない。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。

2 広告掲載期間には、市のサーバ等のメンテナンス等により市ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿(画像データ)を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿(画像データ)の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告主の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第14条 広告主は、第11条の規定により広告掲載が取り消された場合は、本市に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(広告掲載枠の販売)

第15条 広告掲載枠は、個別又は枠の全てを一括して販売することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第16条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ等の広報媒体を活用し、公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第17条 広告主は、市ホームページに広告を掲載しようとするときは、うきは市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載を希望する2月前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第18条 市長は、第4条の規定により、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、うきは市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 市長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先することができる。なお、掲載希望月数が同月の場合は、次の順位により決定する。

(1) 第1順位 公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前各号に規定するもの以外の私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の返還)

第19条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額の総額とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告枠の広告代理店への販売)

第20条 第15条から第19条までの規定にかかわらず、広告掲載枠は広告代理店に販売することができるものとする。

2 前項による販売をする場合、第2条第2号に定める広告主は、広告代理店に読み替えるものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告掲載要綱の規定を準用する。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。